平成２６年（フ）第３１号
岐阜県美濃加茂市加茂野町市橋118番地１　スウィート　アンジュ201、前住所岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉1182番地１　エルガーデンＣ203号室
債務者　ヘアーアンドリラクゼーションパザパこと　森田　光志
１　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第３７８号
神戸市北区有野町二郎585番地の３
債務者　小畑　　妙（旧姓森田）
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９４号
兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目26番４号メゾン時友103号
債務者　枝松　　香
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２１７号
兵庫県西宮市甲子園春風町１番５―305号
債務者　松尾さくら
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２４７号
兵庫県尼崎市上坂部３丁目７番10号アミューズ日進301
債務者　大西　雅之
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２９７号
広島市佐伯区屋代３丁目18番40―203号　グランデージＫ・Ｍ―Ａ棟
債務者　近藤　由美
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２７号
沖縄県浦添市宮城６丁目14番３―301号
債務者　外間　　隆
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４０号
宮城県大崎市古川中島町９番10号
債務者　金原　孝一
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
宮城県大崎市古川中島町９番10号
債務者　金原　恵子
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第５４号
長野市大字富田１番地110
債務者　中村　　實
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
長野県茅野市豊平6016番地１、従前の住所千葉県茂原市早野651―１―103
債務者　柳平　幸夫
１　決定年月日時　平成26年６月３日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第２４号
長野県茅野市宮川7459番地171　県住26号
債務者　野澤　悦子
１　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第７１号
三重県亀山市アイリス町13番地64
債務者　佐藤　英治
１　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９号
兵庫県たつの市御津町中島970―61、住民票上の住所兵庫県姫路市大津区勘兵衛町２丁目105番地
債務者　藤田　有三
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第４５号
山口県下関市清末鞍馬３丁目４番５―201号　ハピネスタウン
債務者　小林　貴義
１　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第５６号
山口県下関市中之町４番９号　岡山ビル１階
債務者　伊藤信太郎
１　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
徳島県阿南市那賀川町黒地624番地１　黒地住宅７号棟103号室
債務者　篠原　美保
１　決定年月日時　平成26年６月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　徳島地方裁判所阿南支部